

福岡空港調査 P I 有識者委員会規約（案）

（趣旨）

第 1 条 この規約は、福岡空港の総合的な調査において、福岡空港調査連絡調整会議（以下「調整会議」という。）が行うパブリック・インボルブメント（以下「P I」という。）に係るプロセスの透明性、客観性及び公正性を確保することを目的として設置された福岡空港調査 P I 有識者委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、委員の構成その他運営に関する事項について定めるものとする。

（所掌事務等）

第 2 条 委員会は、次の事務を所掌する。

- （1）P I 実施計画に関する評価
- （2）P I 実施段階における監視
- （3）P I 実施結果に関する評価
- （4）その他委員会の目的実現のために必要な事項

2 前項のほか、委員会は必要がある場合は調整会議に対して P I プロセスに関して助言を行い、調整会議は委員会からの助言に対応する責務を負うものとする。

（委員の構成）

第 3 条 委員会は、所掌事務の遂行に必要な専門的知識及び福岡空港が抱える課題への対応策について中立的かつ客観的な考え方を有する有識者で構成し、別紙の通りとする。

2 委員の変更の際には、委員会の承認を必要とする。

（第三者性）

第 4 条 委員は、特定の行政機関及び特定の利害関係者の利益を代表してはならない。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、委員会の所掌事務が完了するまでとする。

（委員長）

第 6 条 委員会に委員長をおく。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の運営）

第 7 条 委員会は、委員長が招集し開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会は、調整会議に対して委員会の会議への出席及び委員会の運営に必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第 8 条 委員は、個人を識別させる情報、個人の権利利益を害する恐れのある情報等を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員の職を退いた後も同様とする。

（委員会の公開）

第 9 条 委員会は、特段の理由がある場合を除き、原則として公開とする。

（庶務）

第 10 条 委員会の庶務は福岡市が行う。

（その他）

第 11 条 この規約に定めのない事項は、委員会が定める。

付 則

この規約は、平成 16 年 12 月 9 日に施行する。

(別紙)

福岡空港調査 P I 有識者委員会委員

(五十音順)

氏 名	職 業
石 田 東 生	筑波大学社会工学系教授
杉 尾 政 博	西日本新聞社特別顧問
竹 林 幹 雄	神戸大学工学部助教授
土井良 延 英	公認会計士
山 本 智 子	弁護士

福岡空港の概況について

(説明資料)

パンフレット「福岡空港の概要」

福岡空港の総合的な調査について

[日本有数の利用者を数える福岡空港]

- ・ 15年実績で羽田、成田に次ぐ日本第三位の旅客数（1,884万人/年）
- ・ 滑走路1本の空港では日本一

[総合的な調査までの経緯]

H14. 8.23 交通政策審議会 航空分科会 中間とりまとめ

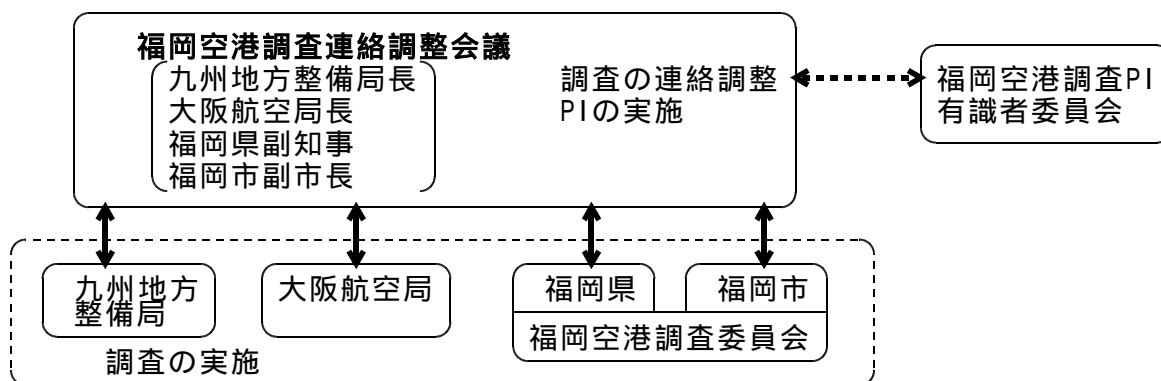
H14.12. 6 交通政策審議会 航空分科会 「今後の空港及び航空保安施設の整備に関する方策について」答申

「（抜粋）将来的に需給が逼迫する等の事態が予想される福岡空港及び那覇空港については、将来にわたって国内外航空ネットワークにおける拠点性を発揮しうよう、各圏域における今後の航空需要の動向等を勘案しつつ、既存ストックの有効活用方策、近隣空港との連携方策とともに中長期的な観点からの新空港、滑走路増設等を含めた抜本的な空港能力向上方策等について、幅広い合意形成を図りつつ、国と地域が連携し、総合的な調査を進める必要がある」

H15. 5.26 航空局審議官が福岡県知事、福岡市長へ連携調査の申し入れ。福岡空港調査連絡調整会議の設置を合意。

H15. 7.30 15年度 福岡空港調査連絡調整会議（第1回）開催

[調査体制]



[調査内容]

（別添）

[PIの導入]

平成14年の交通政策審議会答申を受け、福岡空港調査連絡調整会議では福岡空港の総合的な調査の過程に積極的にPIを導入することとし、平成16年6月に「福岡空港の総合的な調査に係る情報提供及び意見収集のあり方」（PI計画）を作成。以後、このPI計画に基づきPIを実施予定。

福岡空港の総合的な調査

区分	国	地域
滑走路増設をしない場合の現空港の能力の見極め	航空利用者の視点に立った航空サービスの評価基準の検討	
	<ul style="list-style-type: none"> ・空港能力の考え方の整理 ・航空サービスに係る指標及び評価方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空サービスの現状及び利用者ニーズの把握()
	現空港の有効活用方策の検討	
将来需要への対応方策の検討	地域から見た福岡空港の役割と効果に関する検討	
	<ul style="list-style-type: none"> ・主要地域拠点空港の役割と効果の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空の利用特性の把握() ・空港の社会経済的役割と効果及び将来像の検討
	将来の航空需要の予測	
将来需要への対応方策の検討	近隣空港との連携方策の検討	
	<ul style="list-style-type: none"> ・航空需要の分析 ・地域特性等を考慮した航空需要予測手法の開発と実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空利用者等の現状・動向等地域特性の整理(を活用)
	現空港における滑走路増設の検討	
	<ul style="list-style-type: none"> ・滑走路増設に係る空港の計画要件の検討 ・現空港における滑走路増設の検討 ~ 	<ul style="list-style-type: none"> ・空港連携に関する事例等の収集・整理 ・近隣空港との連携方策の検討 ~
	新空港の検討	
<ul style="list-style-type: none"> ・空港の計画要件の検討 ~ ・新空港の検討 ~ 	<ul style="list-style-type: none"> ・空港立地の考え方の整理 ~ ・新空港に係る基礎検討 ~ ・現空港用地の開発計画の検討 ~ 	
とりまとめ		

数字は実施年度を表す

福岡空港調査 P I 有識者委員会の審議の進め方（案）

1 福岡空港調査 P I 有識者委員会について

(1) 福岡空港調査 P I 有識者委員会の設置目的

福岡空港の総合的な調査は、福岡空港の解決すべき課題について、国と地域が連携しながら調査を行うとともに、市民等への積極的な情報提供と、幅広い意見収集を行いながら進めていくとされている。

この情報提供及び意見収集を行う手法は、P I（パブリック・インボルブメント）と呼ばれており、我が国の空港に関するものとしては、初めての本格的な事例となるものである。

P Iについては、国（九州地方整備局、大阪航空局）と福岡県、福岡市で構成される福岡空港調査連絡調整会議が主体となって実施していくが、このP Iに対して、客観的な立場からの監視及び助言を行う「第三者機関」として、福岡空港調査 P I 有識者委員会を設置するものである。

(2) 福岡空港調査 P I 有識者委員会の役割・機能

福岡空港調査 P I 有識者委員会は、P I プロセスにおける公正性、コミュニケーションの十分さ、時間管理等を監視するとともに、市民等の意見が調査等に適切に反映されているかを監視し、P I 実施主体に助言を行う。

具体的には、福岡空港の総合的な調査に関する P I は、4つのステップに分けて行われるが、各ステップごとに次の役割を持つものである。

・ P I 実施計画に関する評価

福岡空港調査 P I 有識者委員会は、P I 実施計画書の内容を評価し、評価結果を P I 実施主体に報告し、必要な助言を行う。

・ P I 実施段階における監視

福岡空港調査 P I 有識者委員会は、情報提供が幅広くかつ円滑に実施されているか、また、意見収集が適切かつ公正に実施されているか等について状況を監視し、必要な助言を行う。

・ P I 実施結果に関する評価

福岡空港調査 P I 有識者委員会は、P I 実施報告書の内容を評価し、評価結果を P I 実施主体に報告し、必要な助言を行う。

また、必要に応じて、P I 実施主体に情報の提供を求め、市民等の意見を直接把握することができるものである。

(3) 評価の視点

福岡空港調査P I有識者委員会では、P Iによって行政と市民等との間における多方向かつ重層的なコミュニケーションが十分に行われているかどうかを視点を置いた評価を行う。

具体的には、P Iによって提供された情報が市民等に十分に周知されているか、また、市民等から幅広く意見が収集されているか、さらには、収集された意見が市民等に周知されているかなどの視点から評価を行う。

(4) 情報公開

資料の公開

本委員会の役割・機能に鑑み、本委員会における会議の資料や議事録、成果等の資料については、原則公開とし、P I実施主体のホームページやP I実施主体が発行するニュースレター等で公表する。

会議の傍聴

福岡空港調査P I有識者委員会の会議傍聴については、本委員会の透明性の確保の観点から傍聴を認める。

2 P Iプロセスに対応した審議について

平成16年6月に公表した「福岡空港の総合的な調査に係る情報提供及び意見収集のあり方」(以下、「P I計画」という)に基づき、福岡空港の総合的な調査におけるP Iは、4つのステップを踏みながら行う予定である。このことから、福岡空港調査P I有識者委員会は、そのステップごとに審議を行う。

ステップ1：課題と実現すべき政策的目標

福岡空港の現状と課題、空港能力の見極め、
航空利用者の視点に立った航空サービスの評価基準

ステップ2：対応策検討の前提条件

航空需要の将来予測、地域の将来像と福岡空港の役割

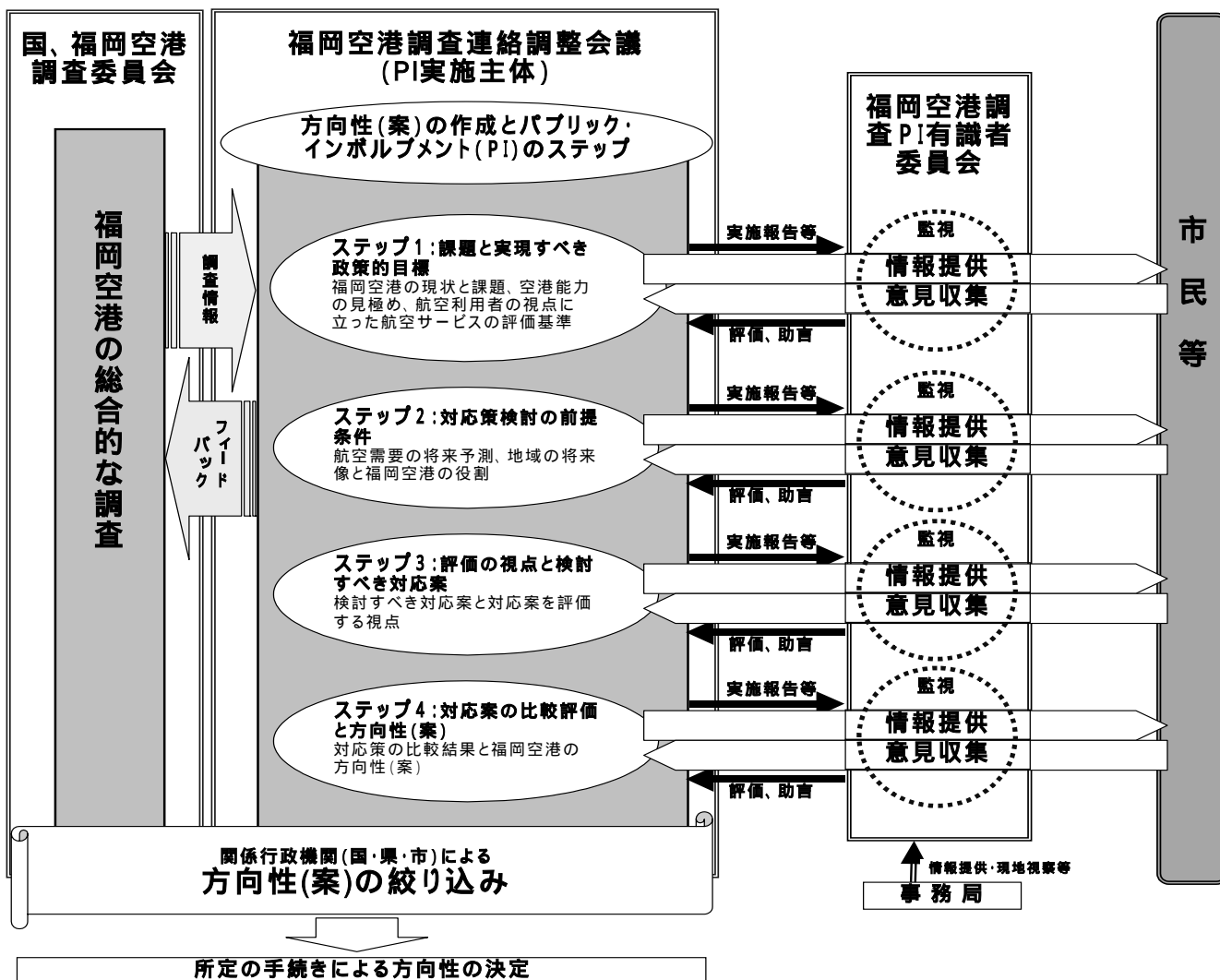
ステップ3：評価の視点と検討すべき対応案

検討すべき対応案と対応案を評価する視点

ステップ4：対応案の比較評価と方向性(案)

対応案の比較評価と福岡空港の方向性(案)

各ステップでは、ステップごとに福岡空港調査連絡調整会議が策定するP I実施計画が適正なものであり、P Iが適切に進められているか、また、把握した市民等の意見が適切に集約されているかについて、評価及び助言を行うとともに、時間管理を行う。



3 福岡空港調査 P I 各ステップにおける審議について

福岡空港調査 P I は、4 つのステップを踏みながら進められるが、各ステップに置いて、福岡空港調査 P I 有識者委員会では、これを「PI 実施計画に関する評価」、「PI 実施段階における監視」及び「PI 実施結果に関する評価」の 3 つの段階に分け、各段階ごとに審議を行う。

また、会議の開催に関わらず、PI 実施状況や報道記事、関連情報等について、事務局より定期的に各委員に情報提供を行う。

さらに、P I 実施段階における説明会など、特に重要と考えられる P I 手法については、必要に応じ視察を行う。

< 各段階における評価の視点 >

第 1 段階：P I 実施計画に関する評価

- ・福岡空港調査連絡調整会議で作成された P I 実施計画について、適切であるかを評価する。
- ・P I 実施計画に対する市民等からの意見への対応が適切であるかを評価する。
- ・P I 実施段階における監視方法について検討する。
- ・P I 実施計画に関し助言すべき事項について審議する。

第 2 段階：P I 実施段階における監視

- ・福岡空港調査連絡調整会議から「P I レポート ()」についての報告を受ける。
- ・福岡空港調査連絡調整会議から P I 実施状況についての報告を受ける。
- ・視察等を行い、P I が適切に実施されているかどうかを点検する。
- ・P I 実施段階に関し助言すべき事項について審議する。

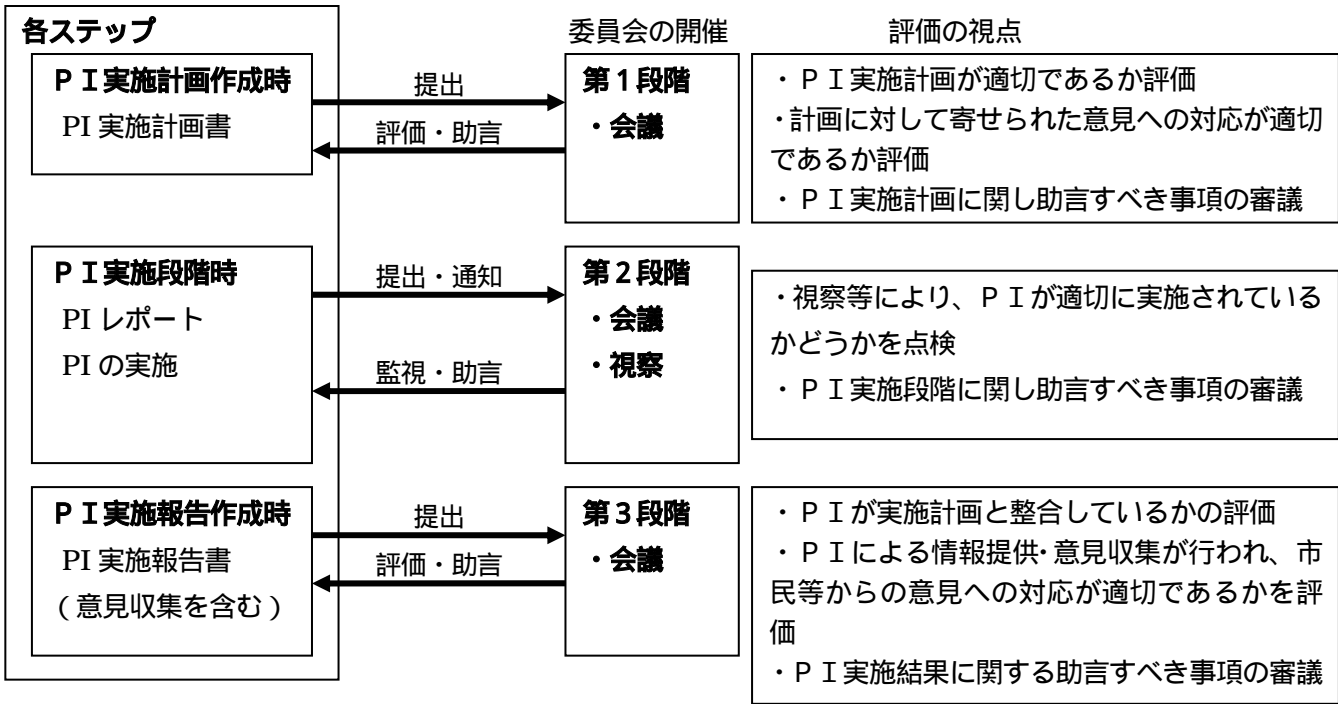
P I レポート：調査や検討についての情報を提供するため、P I 実施主体（福岡空港調査連絡調整会議）が取りまとめるレポート

第 3 段階：P I 実施結果に関する評価

- ・福岡空港調査連絡調整会議による P I 実施報告書の説明を受ける。
- ・P I が P I 実施計画と整合したものとなっているかを評価する。
- ・実施段階における視察等に基づき、十分な P I 活動が行われたかどうかを評価する。
- ・情報提供や意見収集が行われ、市民等からの意見への対応が適切であるかを評価する。
- ・P I 実施結果及び次のステップに向けて助言すべき事項について審議する。

PI実施主体
(福岡空港調査連絡調整会議)

福岡空港調査PI有識者委員会



次のステップへ